破産手続廃止

平成２４年（フ）第８９０号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19号
破産者　日本エアコン設置サービス協同組合
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７０号
宮城県栗原市築館伊豆２丁目５番39号
破産者　有限会社志ばたや
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
栃木県那須塩原市埼玉169番地19
破産者　濤川　邦夫（旧姓内野）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第７６号
栃木県那須郡那須町大字寺子丙2195番地、前住所栃木県那須塩原市下厚崎89番地24　チェルシーＣ―103号
破産者　大森　　誠
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２５年（フ）第４号
千葉県匝瑳市平木3230番地
破産者　有限会社丸石商事
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第６２５号
新潟県新発田市中央町１丁目２番２号
破産者　株式会社カタノ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
新潟県三条市西本成寺１丁目38番26号　ハイカムールＤＡＩＥＩ・Ａ201
破産者　柿崎　　徹
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１８０２号
名古屋市中区富士見町13番22号
破産者　有限会社富士積算
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３２０号
名古屋市西区中小田井５丁目430番地の１
破産者　有限会社岩田屋
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５１５号
愛知県小牧市小木５丁目250番地
破産者　グリーンパロット株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５２１号
愛知県春日井市前並町２丁目７番地の17
破産者　有限会社廣田設備
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７５号
三重県松阪市宮町319―８　京町改良住宅Ｄ301号室、住民票上の住所三重県松阪市京町一区19番地４
破産者　金本　隆志
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第９３号
三重県いなべ市北勢町垣内500番地１
破産者　テクノグローブ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
三重県いなべ市大安町石榑東2961番地の17
破産者　三協テクノ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
三重県四日市市桜町827番地１、開始決定時の住所三重県三重郡菰野町大字千草7054番地365
破産者　吉野　清隆
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５２号
三重県四日市市城西町２番16号　オーシャン城西Ｄ棟Ｅ棟Ｅ101号室、前住所三重県四日市市本町１番13号
破産者　小西　　正
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
三重県四日市市大字羽津戊753番地７、前住所三重県四日市市阿倉川町10番５号
破産者　西本　行仁
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１４３６号
大阪市中央区上汐２丁目５番29号
破産者　株式会社北平組
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８５号
大阪市西区江戸堀１丁目８番18号
破産者　株式会社堺ビジネスサービス
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９４号
大阪府吹田市南金田２丁目３番26号
破産者　株式会社住居工房・ｉｆ
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６４７号
大阪府吹田市南金田２丁目７番12―203号
破産者　株式会社ナンバーワンコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部